

ラグビーワールドカップ2019開催に向けた準備状況等について

【スポーツ庁作成】

	項目	準備状況	担当省庁
会場設備	横浜国際総合競技場	<u>決勝会場の改修における財政的支援</u> （平成28年度2次補正予算20億円）。	スポーツ庁
	釜石鶴住居復興スタジアム	岩手県釜石市における <u>復興広場整備事業</u> として、 <u>敷地造成</u> （盛土、必要な上下水道整備等）に要する費用について財政的支援（復興交付金16.5億円）。	復興庁
	大会会場となる都市公園における競技場	大会会場となる <u>都市公園における競技場のスタンド改修等や会場周辺のバリアフリー化等の環境整備</u> について、社会資本整備総合交付金等により開催自治体を支援（平成30年度当初予算2兆3億円の内数）。	国土交通省
	スポーツ振興くじによる会場整備	岩手県釜石市、埼玉県、静岡県、愛知県豊田市、大阪府東大阪市、熊本県、大分県の <u>7会場の整備する財政的支援</u> （スポーツ振興くじ（toto）助成、計30億円）。	日本スポーツ振興センター
普及啓発	ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの交付	<u>ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート</u> を平成29年4月から令和2年1月末まで、 <u>希望者に対し交付</u> する。また、 <u>図柄入りのナンバープレート</u> は寄付金付きとし、開催会場への観客輸送に活用する（平成31年3月末現在：約27万台交付）。	国土交通省
	観光戦略の推進	<u>開催自治体や組織委員会等を集めた会議を開催</u> し、訪日客の受入環境に関する情報を共有する等、 <u>観光面での連携強化</u> を図った。また、海外メディアを開催都市に招請し、地域の魅力発信につなげる等といった <u>訪日プロモーション</u> を実施。	観光庁
	寄附金付記念切手等の発行	日本郵便株式会社は、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」（平成27年法律第34号）に基づき、 <u>平成30年8月20日から10月22日まで寄附金付切手を発売</u> 。	総務省
	記念貨幣の発行	<u>同大会を記念する貨幣については、平成31年3月15日から4月4日まで造幣局において販売申込の受付</u> を行い、 <u>6月上旬頃から購入者への発送</u> を開始。	財務省
	在外公館における大会広報活動	<u>大会広報及び各国ラグビー関係者との交流を目的としたレセプション</u> を各公館長主催で開催。また、出場国・地域を管轄する大使館及び総領事館含む全在外公館に対し、大会組織委員会提供の広報素材を送付し、各国・地域における広報活動に活用。	外務省
	ラグビーワールドカップ普及啓発事業	平成24年度から日本ラグビーフットボール協会と連携し、タグラグビーの普及活動や、ニュージーランドに女子高校生を派遣する国際交流事業（派遣）を実施。 <u>平成31年度は、太平洋島嶼国（サモア、フィジー、トンガ等）の児童・生徒を対象とした国際交流事業（受入）も実施予定</u> 。（平成31年度予算2千4百万円）	スポーツ庁
	小・中学校学習指導要領へのタグラグビー記載	小学校学習指導要領において、 <u>ボール運動のゴール型の例示に、タグラグビーを明示</u> 。中学校学習指導要領の解説においても、 <u>球技のゴール型にタグラグビーを記載</u> 。	スポーツ庁

	項目	準備状況	担当省庁
大会運営等に 係る財政支 援・措置	大会協賛宝くじの販売	<u>全都道府県及び全政令指定都市による大会協賛宝くじを発売し、ラグビーワールドカップ2019組織委員会への支援に活用。</u>	総務省
	法人税等に関する税制要望	<u>組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の措置を講じることを要望し、現行制度の運用で対処することが認められた。</u>	スポーツ庁
	指定寄附金の募集	<u>平成27年11月から1年間の期限付きで実施されていた指定寄附金の募集期間について、平成30年11月までの3年間の延長が財務省に認められ、告示された。</u>	スポーツ庁
	電波利用料等の免除	<u>ラグビーワールドカップ2019組織委員会が主体となって行う、電波法における無線局免許申請等の手数料並びに無線局の電波利用料を免除するためラグビー特措法を改正。</u> （法律第55号）公布日：平成30年6月20日 施行日：公布日から適用	総務省・スポーツ庁
	地方財政措置	<u>開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体における地域交流等の取組に対して特別交付税を措置。また、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体が行う施設改修に対して地方債を措置（地域活性化事業債）。</u>	総務省・スポーツ庁
法律	特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律	<u>特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的。</u> （法律第103号） <u>公布日：平成30年12月14日 施行日：公布の日から起算して6カ月経過した日</u>	—
	小型無人機等飛行禁止法等の一部を改正する法律案	ドローンを用いたテロ事案等の各国での発生やその脅威の高まりを受け、防衛関係施設に対する危険の未然防止、 <u>ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全な実施に向け、小型無人機等飛行禁止法及びラグビー・オリパラ両特措法を改正する法律案。</u> ○ 国会提出日：平成31年3月5日 ○ ラグビー・オリパラ両特措法一部改正の主な内容 ・組織委員会の要請に基づき文部科学大臣が指定した大会会場等の周辺上空での飛行を原則として禁止（大会会場等周辺上空での飛行は、原則組織委員会の同意が必要）	—